



国際ロータリー 2019-2020 年度 前橋北ロータリークラブ会報



2019年12月2日 第1669回

会長 湯澤晃 幹事 廣木晴久

会場監督 岡崎会員

- ◇点鐘 会長
- ◇歌 国歌斉唱 我らの生業

- ◇出席率 75.00 %
- ◇前々回出席率 76.82%

◇お客様紹介

前橋南ロータリークラブ 永井 豊 会員
米山奨学生 雷 暁 さん

◇親睦委員会 記念品贈呈 山田光揮委員長
結婚祝 7名 秋葉健会員、八木原勇治会員、
門倉正会員、女屋恭治会員、
湯澤晃会長、三輪田聡会員、
塚田憲利会員



誕生祝 5名 宮田輝会員、角張智之会員、
川口武志会員、林智浩会員、
下田一成会員



◇ニコニコBOX

菅原次男会員…ゴルフ優勝させていただきました。
とても寒い日でした。

角張智之会員…結婚祝ありがとうございます。

岡田健一会員…遅ればせながら結婚祝、誕生日祝、
ありがとうございます。

三輪田聡会員…結婚祝ありがとうございます。

塚田憲利会員…結婚祝ありがとうございます。

川口武志会員…結婚誕生日祝ありがとうございます

大嶋秀樹会員…結婚祝ありがとうございます。

相原佳寛会員…誕生日祝ありがとうございます。

中村義寛会員…今回、前橋育英高校男子サッカー部
が6年連続 23 回目の全国高校サ
ッカー選手権に出場が決まりました。
また女子サッカー部は6年連続6
回目の全国出場を決め、男子バスケ
ットボール部は10年連続14回
目の全国出場となりました。男女サ
ッカー部、男子バスケットボール部は
全国制覇めざして頑張ってくれると
思いますので応援をよろしく願
いします。

山田光揮会員…先日のコンペでブービーを頂いてし
まいました。

小野靖浩会員…11/28 回債の6RC親睦ゴルフコ
ンペで、全体で準優勝、北RCコン
ペで3位の成績を収めることができ
ました。とても冷たく激しい風が吹
く過酷な環境のなか耐えラウンドで
きたのも一緒に回ってくださったパ
ートナーのおかげですと一応言っ
ておきますね。岡崎先輩！

◇幹事報告 廣木幹事 理事会報告、例会終了後年次総会、例会年間プログラムに変更

◇委員会報告 親睦委員会 山田委員長 12月23日クリスマス家族夜間例会
1月29日前橋6RC合同新年例会
野球部とゴルフ部 岡崎会員



2020-2021-年度 理事・役員発表

◇会長の時間「日本国憲法」

今日はまたちょっと難しい話で私の職業に関係する事、法律に関係する事をお話させて頂きたいと思います。

皆さんは大体の人が日本に生まれていると思います。日本国内で生まれると当然のように日本国籍を取得し、そして日本の法律に従って生活していく事になります。なぜ、日本で生まれたら日本の法律に従わなければならないのか？

元々はルソーという思想家が社会契約論という論文を発表し、その発想からきております。その中で「人間は人間社会に生まれてきた以上、社会と契約をしなければならない」という風に言われております。人間は自由ではありませんが全て自由という訳ではなく社会の中で生活していく以上は社会と契約をする。

ここで問題は「俺そんな契約書にサインしてない」と。皆さんそうだと思います。ルソーは生まれたらその段階で社会と契約をする、国家と契約をするという風に解釈をしております。

憲法を始め、皆さん日本に生まれてきた以上、日本の今の法律には服さなければなりません。その対象は今いる皆さん全員がそうです。例えば雷暁さん、中国からいらっしゃってます。法律の世界では中国から来た方も日本国憲法以下の法律に従わなければならないのですか？という議論がされております。

例えば、お腹の中にいる胎児、まだ産まれてない胎児は日本国憲法以下の法律の適用するのか？と。まだ産まれてない、まだお母さんのお腹の中に居る。その状態、人の始期、始まりをいつに設定するかというのは実は各法律でそれぞれ規定がされており、解釈に委ねられております。

民法でいうと第886条という条文に「胎児は相続については、既に産まれたものとする」という規定があります。つまり相続の問題に関してはまだお腹の中にいる段階でもう人として認められるという事なんです。逆に言うとそれ以外の事については法律の適用がないという事になります。

では逆に人の終期、終わりはいつなんだというと、民法では死者、亡くなった方に関しては権利が原則認められてません。ただ例外的に死者の名誉を損害した場合だけは死者そのものに損害賠償請求権が発生するという解釈をされています。

名誉棄損の時には死者の名誉を棄損する場合によっては逮捕されるという事もあるという事です。民法で亡くなるとは、いったい何を指すのか。法律家というのはそういう細かいところまで議論するんですけれども。ええ三徴候説と言いまして3つの徴候が認められて初めて人が死んだという風にされております。自発呼吸の停止、それから脈拍・心停止、瞳孔反射の消失。この3つの条件が揃うと人は死んだという事で初めて法律から外れる事になります。

従って現在も議論になっています、脳死状態というのはまだ心臓が動いているという状況なので実は人が死んだことにはならない事になります。ですので脳死状態の人に殴りかけたりすると当然、傷害罪になります。ちょっと話を戻すとお腹の中に居る状態、まだ産まれる前の状態でお母さんのお腹を蹴ったりすると胎児に対する傷害罪にあたるのかというと、実はまだ産まれていないので刑法上は人としては認められないので、傷害罪にあたらぬ。仮にあたるすると墮胎罪という犯罪があります。人が産まれるのも刑法上では一部、露出説という説があります。要するに子供がお母さんのお腹からちょっとでも体が出てればそこで初めて人としての対象になる事になります。すごく細かい話ですが、我々法律家の世界ではこういう事を日々議論しております。私は結構面白いなと思って勉強しておりましたが、面白いと思ってくれる方がいらっしゃればまた別の事もお話したいと思います。